

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応臨時商品券事業	①物価高騰の影響を受けている町民に対して、生活者に対する食料品の支援にもつなげる檜葉町内の商品券取扱店舗にて使用できる商品券を配布することによって、生活者支援並びに町内店舗等の活用促進による事業者支援を実施する。 ②印刷製本費、運搬費、商工会委託料、事務用品費 ③印刷製本費 260円×6,400枚×1.1=1,831千円 運搬費 400円×3,850世帯×1.1=1,694千円 商工会委託料(換金業務、他) クーポン利用料10千円×6,400人+5,687千円=69,687千円 事務用品費 29千円 ④町民、町内店舗 総事業費73,241千円のうちR7補正予算から64,914千円を充当、うち一般財源8,327千円	R8.2	R8.4以降
2	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	原油価格・物価高騰対応事業者支援助成金	①原油価格・物価の高騰の影響を受けている町内事業者に対し、当該原油価格・物価高騰に係る調達経費を助成して事業者の負担軽減を図る。 ②補助金 ③助成対象、令和7年7月～令和8年1月分の燃料購入費用(ガソリン、軽油、重油、灯油)・電気料金・ガス料金 助成見込件数50～60件 助成額:フリーランス 30千円×4件=120千円 中小企業(20名未満) 70千円×58件=4,060千円 中小企業(20名以上) 100千円×3件=300千円 ④町内事業者	R7.7	R8.3
3	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	温泉施設利用臨時促進事業	①原油価格・物価高騰の影響で燃料購入価格、電気料金等が上昇し、運営に対する負担が増大している温泉施設において、町民へ入浴券を配布し温泉利用料を補助することによって、施設の利用促進を促し事業の安定と継続を図ることはもちろんのこと町民の心身の健康維持を目的に実施する。 ②温泉利用料 ③温泉入浴券 大人(中学生以上) 6,000人×2枚×700円×55%(利用見込み)=4,620千円 小人(小学生) 300人×2枚×300円×55%(利用見込み)=99千円 ④天神岬温泉しおかぜ荘、道の駅ならば温泉、町民	R7.6	R8.3
4	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産用飼料高騰緊急対策事業	①原油価格及び物価高騰による影響が深刻な畜産農家に対して、1頭あたりの飼料価格の値上がり分を補助する。 ②配合飼料の値上がり分の一部を補助する。補助金額4,180千円 ③町内畜産農業者数5名、補助金、町内畜産事業者飼育肉用牛及び乳用牛209頭×20千円/頭 ④町内畜産農家	R7.9	R7.10
5	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応臨時クーポン券事業(R6補正分)	①物価高騰の影響を受けている町民に対して、檜葉町内の飲食店にて使用できるクーポン券を配布することによって、生活者支援並びに飲食店の活用促進による事業者支援を実施する。 ②印刷製本費、飲食店利用料金 ③印刷製本費 125円×6,400枚=800千円 飲食店利用料500円×6,400人=3,200千円 ④町民、町内飲食店 総事業費4,000千円のうちR6補正予算から4千円、R7予備費から3,107千円充当	R7.9	R8.3
6	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応臨時クーポン券事業(R7予備費分)	①物価高騰の影響を受けている町民に対して、檜葉町内の飲食店にて使用できるクーポン券を配布することによって、生活者支援並びに飲食店の活用促進による事業者支援を実施する。 ②印刷製本費、飲食店利用料金 ③印刷製本費 125円×6,400枚=800千円 飲食店利用料500円×6,400人=3,200千円 ④町民、町内飲食店 総事業費4,000千円のうちR6補正予算から4千円、R7予備費から3,107千円充当、うち一般財源889千円	R7.9	R8.3
7	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高対応子育て応援手当(R7補正)	①物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、檜葉町のこどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給し、その上乗せ支給を実施する。 ②扶助費 子育て応援手当の上乗せ分(こども1人あたり1万円の上乗せ) ③0歳から18歳まで715名 10月以降の転入者3名、10月以降の出生者2名、12月以降の出生者8名、別居監護34名、施設2名、公務員等30名 合計794名 ④令和7年9月30日時点の児童手当支給対象者で0歳から18歳までのこども(高校3年生まで)、令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに生まれる新生児	R8.2	R8.4以降